

質問・回答

		施設名	各施設共通
No.	質問要旨	回答	
1	市内に設置する事業所の規模や定義があればご教授ください。	事業所の定義については、 (1)経済活動が単一の経営主体の下において一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。 (2)財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して、継続的に行われていること。 と認識しております。(出典:総務省 日本標準産業分類) なお、指定管理者の指定の議案が宇都宮市議会で議決された後、事業所を速やかに設置し、設置が確認された時点で指定を行うこととしています。設置の確認は、法人市民税の事業所届出の写しで確認します。	
2	指定管理料の上限金額について、総額で上限金額を超えていなければ年度毎の指定管理料に増減があったとしても問題ないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 毎年度の指定管理料の金額については、別途、年度協定書を締結し決定いたします。	

3	指定管理料にて見込んでいただいている物価変動を超える変動が生じた場合は、別途協議をさせていただくことが可能と考えてよろしいでしょうか。(内閣官房・公正取引委員会が策定した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき、指定管理者は発注者・受注者両方の立場として行動する必要があると考えております。)	募集要項にお示しのとおり、物価変動に伴うリスクは指定管理者が負うものとなります。 なお、不可抗力（天災、テロ等）による損害であるか否かの判定や費用負担については、指定管理者と市の間で協議するものとし、不可抗力による損害や対応に要する費用とされたものについては、原則として市の負担とします。
4	リスク負担区分の表に記載のある「需要の変動」とはどのような場合を差しますでしょうか。	利用者ニーズの変動や天候不良の継続等に伴い、当初想定していた利用者数を下回る場合や、利用者数の増に伴う人件費の増などを想定しております。 なお、不可抗力（天災、テロ等）による需要の変動であるか否かの判定や費用負担については、指定管理者と市の間で協議するものとします。
5	提出書類の内、国税の納税証明書（「その3の2」又は「その3の3」）及び市税完納証明書について、電子納税証明書（PDF）を印刷したものの提出でよろしいでしょうか。	国税の納税証明書は電子納税証明書を印刷したもので構いませんが、市税完納証明書は電子の納税証明書がございませんので紙媒体による原本をご提出ください。
6	協議・意見交換等の実施について、指定管理期間中に追加業務等により指定管理者に費用増があるような場合について、協議により指定管理料を増額いただけるとの認識でよろしいでしょうか。また、協議が整わない場合は追加業務を実施できないこともあるとの認識でよろしいでしょうか。	指定期間中に追加業務が生じた場合においては、その追加業務の内容に応じて、別途、検討・協議の上、指定管理料を増額することがあります。

7	「団体等の調査書一式」,「事業計画書一式」については、フォントサイズ 12 ポイントの指定がありますが、構成団体等の概要（様式 2-2）に記載する際、記入内容が多い場合はフォントサイズの変更は可能でしょうか？	構成団体等の概要（様式 2-2）については、フォントサイズの指定はありませんので、適切なフォントサイズでご対応してください。
8	弊社では指名参加登録に際し使用印鑑届を提出した上で、宇都宮市様との契約・請求事務には使用印を押印しております。今回の応募書類に際しても使用印を押印した書類を提出したいと考えていますがよろしいでしょうか。また、使用印で提出する際には、印鑑証明書と併せて使用印鑑届を提出したほうがよろしいでしょうか。	申請者である団体が法人格を有する場合は法務局に登録されている印鑑と同じ印で、法人格を有しない場合は団体の代表者が印鑑登録している印鑑で押印してください。 また、応募の段階では使用印鑑届は不要となりますが、指定管理者の候補者として選定された後に提出が必要となりますので、その際は改めてご案内いたします。
9	宇都宮市税に納税義務がない場合は、市税完納証明書の提出は不要でしょうか。	本市への納税義務がない場合、書類の提出は不要です。